

資料 2 - 2

第 3 8 期公運審資料

令和 8 年 7 月 2 2 日

小金井市公民館利用者説明会 開催結果

1 日時・会場・参加者数等

施 設	日 時	会 場	参加者数
公民館本館	令和 8 年 6 月 2 2 日（月） 午前 1 0 時から 1 1 時 4 0 分まで	学習室 B	5 8 人
	令和 8 年 7 月 4 日（土） 午後 2 時から 3 時 4 0 分まで		2 7 人
貫井南分館	令和 8 年 6 月 2 4 日（水） 午後 6 時から 7 時 4 0 分まで	学習室 A B	2 1 人
	令和 8 年 7 月 7 日（火） 午前 1 0 時から 1 1 時 2 0 分まで		2 7 人
東分館	令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午後 6 時から 7 時 1 0 分まで	集会室 A B	1 0 人
	令和 8 年 7 月 1 1 日（土） 午後 2 時から 4 時まで		3 1 人
緑分館	令和 8 年 6 月 2 9 日（月） 午後 2 時から 3 時 4 0 分まで	集会室 A B C	4 3 人
	令和 8 年 7 月 1 1 日（土） 午後 6 時から 8 時まで		1 5 人
貫井北分館	令和 8 年 6 月 2 5 日（木） 午後 2 時から 3 時 3 0 分まで	学習室 A B	5 6 人
	令和 8 年 7 月 4 日（土） 午後 6 時から 8 時まで		2 0 人
計			3 0 8 人

2 主な質問等（要点）

(1) 公民館利用者説明会の趣旨について

（質問）今回の説明会の開催目的は「使用料を徴収することの説明」なのか。

（回答）令和 8 年 9 月 1 日から公民館施設使用料の導入に併せ、その支払い方法（券売機の使い方など）や公民館利用のルールを説明するためである。

(2) 施設使用料導入について

（質問）学びの場であるのに、なぜ施設使用料を導入することになったのか、改めて説明してもらいたい。

（回答）2 月に市民説明会を行い、その後 3 月市議会において公民館条例の改正が可決され、9 月利用分から施設使用料を導入することが決定した。施設使用料導入の理由としては、公民館を将来にわたって維持し、地域活動の大切な拠点として引き続き使っていただくため、受益者負担の観点から一部ご負担をお願いすることとした。また、全国の公民館のうち、80%以上が既に施設使用料を導入しており、それぞれの自治体で減免の規定を設けながら運用している状況である。そうした状況も踏まえ、ご理解をお願いしたい。

（質問）施設使用料の導入で、登録団体は一律半額になるとの説明だったが、それによりどの程度の増収になるのか。券売機のコストを含めた財政効果を明らかにしてほしい。

（回答）年間の歳入見込みは約 600 万円を見込んでおり、券売機導入及び運用にかかる歳出は年間約 200 万円を見込んでいる。差し引き約 400 万円程度が歳入の目安になる。ただし、無料団体の増加等により、実際の歳入は減少することもありえる。

(3) 施設使用料の料金設定について

（質問）各館により、諸室の施設使用料が異なっている。何を根拠に金額が違うのか示して欲しい。

（回答）各部屋の施設使用料については、小金井市受益者負担基準に基づく計算式で算出している。具体的には、人件費、維持管理費、減価償却費等

を基礎に、総面積や年間使用可能時間で割るなどして、一平米あたりの原価を算出している。その数値を基に、さらに近隣市の公民館や市内の他の公共施設の施設使用料とのバランスを見たうえで、最低限の金額として設定させていただいている。

(質問) 施設使用料の表は1時間〇〇〇円とあるが、これは一人1時間使用につきかかる費用か、また、登録団体はこの額の2分の1と考えてよいか。少額でも徴収する意義はあるのか。

(回答) 施設使用料は「部屋単位」であり、使用する人数ではない。また、表の金額は一般利用の金額であり、登録団体が社会教育活動で使う場合は、その2分の1となる。また、徴収の意義について、公民館の運営費を補完し、一定の財政政果もある。受益者負担の公平性の観点からも意義はあるものとする。

(質問) 既に団体登録している団体については、そのまま減額されるという理解でよいか。

(回答) お見込みのとおり。

(質問) 緑分館のテニスコートについては施設使用料がかかるか。

(回答) 緑分館のテニスコートや野外調理場については、施設の付帯設備であるため、無料である。

(質問) 東分館で家事実習室を会議目的で使用的場合、調理設備を使用しないのに高い料金を施設使用料として払うのは納得がいかない。

(回答) あくまで部屋に対して施設使用料を設定しているので、ご理解いただきたい。

(4) 団体登録について

(質問) 役員が毎年交代する場合、団体登録更新はどうなるか。

(回答) 代表者・連絡者が変わった場合は、都度団体登録変更申請書が必要。名簿については、会員の増減ごとに再提出は不要だが、更新時に提出が必要。様式は窓口を設置しているほか、ホームページにも掲載している。

(質問) 団体構成員名簿について、以前は名簿を窓口で提示していただけであったが、手引きでは提出となっている。名簿を提出ということなのか。

個人情報の取り扱いはどうなるのか。

(回答) 以前一時期、窓口で名簿を提示していただいていた時期があったということは承知しているが、従来の原則に立ち戻り、団体構成員の名簿を提出していただく形に戻した。個人情報の取り扱いについては、適切な管理体制の下で保管し、厳格に管理している。

(質問) 構成員が50名以上いる団体において、全員分の名簿を提出しなくてはならないか。

(回答) 50名以上、または町会・自治会の場合は、「団体構成員の半数以上が市内在住、在勤又は在学で構成されていること」が確認できる資料を窓口で提示いただければ、全員分の名簿提出を省略することができる。

(5) 無料申請手続きについて

(質問) 無料申請は、小金井市社会教育関係団体に登録をしたうえで公民館に申請することでよいのか。また、無料申請はどちらに提出すればよいのか。

(回答) お見込みのとおり。申請書は窓口または市ホームページで入手可能。提出先については、各公民館で受け付けている。

(質問) 社会教育関係団体の無料申請は、上部団体も提出しなければならないか。

(回答) 上部団体、下部団体に関わらず、申請していただく必要がある。

(質問) 社会教育関係団体の下部団体であることの証明は、書類提出が必要か、それともホームページ等を示せばよいのか。

(回答) 書面で提出いただきたい。ホームページ等の画面印刷でも可。形式は問わないが、関係性が明確に確認できる資料を添付していただく必要がある。

(質問) 社会教育関係団体に登録されている場合、公民館使用のたびに社会教育関係団体の通知の写しを持参しなければならないか。

(回答) 一度申請が認められれば、次回の更新までの期間は無料として扱われることとなるので、通知書の写しを持参する必要はない。団体の登録及び更新の際に改めて提出いただくことになる。

(質問) 令和8年8月7日までに公民館施設使用料無料申請書を提出し、受理

されれば、市内の公民館 5 館全て無料になるのか。

(回答) お見込みのとおり。

(質問) 無料申請の提出期限が 8 月 7 日となっているが、過ぎたらどのような取り扱いになるのか。

(回答) 8 月 7 日までに提出いただくのは、9 月 1 日からの施設使用料導入開始に確実に間に合わせるためのスケジュールとして設定している。8 月 7 日を過ぎたからといって、申請を受け付けないわけではないが、期限を過ぎた場合はシステムへの反映などが間に合わない可能性もある。円滑な処理のため、ご協力をお願いしたい。

(質問) 小金井市社会教育関係団体には、小学校や幼稚園など一般的な教育機関は含まれているのか。

(回答) 社会教育関係団体は、団体が生涯学習課に申請し、審査、承認を受けて登録された団体であり、一定の登録要件を満たしていないと登録できない。登録を希望される場合は、生涯学習課に申請方法等をご相談いただきたい。市ホームページ等も併せて参照いただきたい。

(6) 減免について

(質問) 後援を受けたイベントが応募多数で、同じ内容で追加で開催したい場合、減免はどうなるか。

(回答) 当初の承認が 1 日だけであれば、追加の開催は減免対象外となる。

(質問) 「小金井市教育委員会の後援団体がイベント等を実施する場合」は施設使用料が免除となると記載があるが、小金井市の後援を受けている場合でも免除対象になるか。

(回答) お見込みのとおり。

(質問) 減免を受けるためには、公民館にどのような資料を提出すればよいか。

(回答) 市から送付された後援承認通知等を公民館に提出いただき、それを根拠に免除処理を行う。口頭では不可。

(7) 予約について

(質問) 登録メールアドレスを途中で変更した場合、連絡はどうなるか。

(回答) 登録メールアドレスは公共施設予約システムで変更可能。

(質問) 公共施設予約システムで予約時に表示される金額は減額後の金額か。

(回答) お見込みのとおり。もし減額後の金額が適用されていない等の問題があれば、公民館に相談いただきたい。

(質問) 非登録団体はどう予約するのか。システムで事前予約はできないか。

(回答) 公民館使用登録団体ではない団体が使う場合は「臨時的な使用」にあたる。その場合、使用希望日の属する月の「1 か月前の11日」から公民館窓口でのみ予約可能である。

(質問) 費用を抑えるために9時30分から11時30分までのような、30分刻みの予約はできないのか。

(回答) 予約は9時から1時間単位となっており、30分刻みの予約は不可。

(8) 券売機について

(質問) キャッシュレス決済はどのような種類が使えるか。

(回答) 利用可能な決済手段の種類については、現在調整中で、確定次第ホームページ等で公表する。

(質問) 施設使用料の支払い方法について、まず窓口に声をかけ「使用料金がいくらか」を確認してから券売機で購入するという理解で正しいか。先に使用券を購入してから声をかけてもよいのか。

(回答) 使用開始の確認もあるので、最初に窓口に声をかけていただきたい。こちらの窓口担当者がシステムで使用料金を確認し、ご案内する。それにより、誤購入を避ける効果もある。

(質問) 誤って購入してしまった使用券は、次回利用時に使用することは可能か。

(回答) 原則、当日限り有効とさせていただく。集計を取っているため、回数券のような運用はできない。今後の検討課題として受け止める。

(質問) 団体の会計を管理している者が、活動開始から遅れて到着した場合、後から使用券を提出することはできるか。

(回答) 原則として活動開始前に窓口で提出をお願いしたい。

(9) 当日の利用方法について

(質問) 当日キャンセルについては予約時間の1時間前までに公民館に連絡と書いてあるが、9時から予約している場合は、何時までに連絡すればよいか。

(回答) 公民館は9時から開館だが、職員は8時30分から勤務しており、9時から予約の場合は、8時30分以降に連絡をお願いしたい。

(質問) 利用時間を短縮したい場合、予約後に変更はできるか。

(回答) 使用開始時間前であれば、変更は可能。使用開始時間後は、途中で早く終わったとしても、返金はない。

(10) 公民館の利用ルールについて

(質問) 公民館使用登録団体ではない団体は、印刷機は使えないのか。

(回答) 印刷機は、公民館使用登録団体の活動のための利用を前提としている。

長年、公民館施設使用登録団体以外での使用が事実上見過ごされてきたことについては、職員のチェックが不十分だったと思う。今後は、原則どおり公民館使用登録団体のみ使用可という運用を徹底したい。

(質問) 公民館で明らかに営利と思われる活動が行われていた。営利活動は禁止にも関わらず、チェック機能が働いていないように感じた。今後どのようにチェックするのか。

(回答) 営利活動については、公民館としても今後注視し、利用団体が気持ちよく使用できるように考えていきたい。

(質問) 以前は「パーテーションを閉めなくてもよい」と聞いていたが、「元に戻す」となっている。どう対応すればよいか。

(回答) 今後は利用団体が使い終わったら「パーテーション・備品を元の位置に戻す」ことが基本となる。原則は利用者で現状復帰していただくが、各館の事情もあり、各館でご確認願いたい。

(質問) 清掃委託業者が入っているのであれば、団体側が使用した後に清掃をする必要はないのではないか。

(回答) 団体の使用後は清掃（ごみや汚れが残っていないかの確認など）をお願いしている。清掃委託業者は施設全体の清掃を行っており、気持ちよ

く公民館を使用できるよう、ご協力をお願いしたい。

(質問) CDラジカセ等の軽微な備品について、予備費などで故障に対応してもらえないか。

(回答) 各館独自の備品については、あくまで「サービス備品」という位置づけで無料であり、全ての備品を常に完備し、即時更新できるわけではない。

(11) その他

(質問) 手引きについて、当初は「市民の意見を聞いて作っていきたい」との話だったので、案だと思っていた。今回配布されたものについては、すでに確定したものということか。

(回答) 今回の公民館利用の手引きは、これまでの運用ルールや既存の条例・要綱に基づくルールを整理し、文書化したものである。施設使用料導入に関わる部分など一部新しい内容はあるが、従前から存在していたルールを明文化したものという位置づけである。今後、社会状況や利用実態、利用者の意見、公民館運営審議会での議論等を踏まえ、手引きをブラッシュアップしていく。

(質問) 施設使用料を導入するのであれば、老朽化した設備の改善、特にトイレの洋式化を進めていただきたい。

(回答) 施設の老朽化等については、課題として認識している。施設計画等に基づき、優先順位をつけながら修繕等を行っている。